

使用開始日 2020年11月13日

HSBC ニューリーダーズ・ソブリン・オープン(資産成長型)

追加型投信／海外／債券



- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
- ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号
<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.co.jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

三井住友信託銀行株式会社

- ▶ 本書により行う「HSBC ニューリーダーズ・ソブリン・オープン(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年11月12日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2020年11月13日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年1回	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

*商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

委託会社等の情報

- ・名称：HSBC投信株式会社
- ・設立年月日：1985年5月27日
- ・資本金(本書作成時現在)：495百万円
- ・運用する投資信託財産の合計純資産総額(2020年8月末現在)：1,203,800百万円

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる64の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約25の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客様にグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「HSBC ニューリーダーズ・ソブリン・マザーファンド」*への投資を通じて、先進国と新興国の債券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

* 以下、「マザーファンド」といいます。

ファンドの特色

1. 先進国通貨建債券および新興国通貨建債券に分散投資します。

▶ 今後の世界経済の成長のけん引役になることが期待される国(ニューリーダー)を投資対象国とし、これらの国の債券を中心に投資します。

- 経済成長により今後さらに需要の拡大が見込まれる資源を持つ国ならびに対外債務残高や投資格付、流動性などを参考に厳選した国の債券等*に投資します。
- 先進国と新興国のバランスをとって運用します。

*政府、政府機関、民間企業等が発行した債券、国際機関が投資対象国通貨建てで発行した債券、もしくは政府、政府機関や国際機関等が保証する債券など

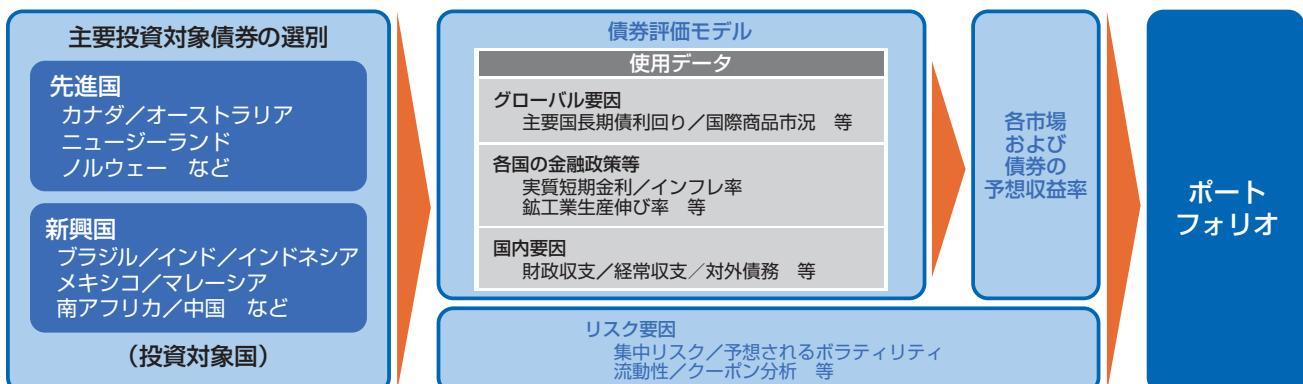
▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. HSBCグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を行います。

▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

▶ 投資プロセス



※上記の投資対象国は、本書作成時現在の情報に基づくもので、今後変更される場合があります。

中国債券への投資については、ボンドコネクトを通じて行います。この制度は比較的新しい制度であるため、今後規制等の大幅な変更により影響を受け、その結果、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

3. 年1回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 決算日は、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)です。

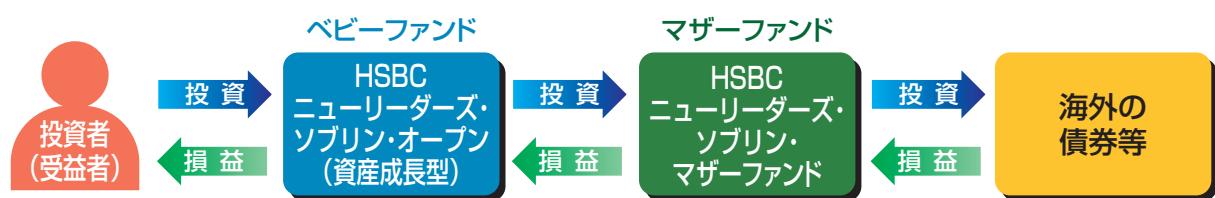
(注)将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

※分配方針の原則は、次頁に記載しております。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

主な投資制限

株式への投資	転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得した株式に限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

※「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

<分配金に関する留意点>

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

2 投資リスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さんに帰属します。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。
税制変更リスク	投資対象国によっては、非居住者の有価証券投資に対して金融取引税が課されたり、日本との租税条約が無いあるいは適用されない結果、当該国の源泉税が減免されずに課されたりすることがあります。将来、こうした投資対象国の税制が変更された場合など、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

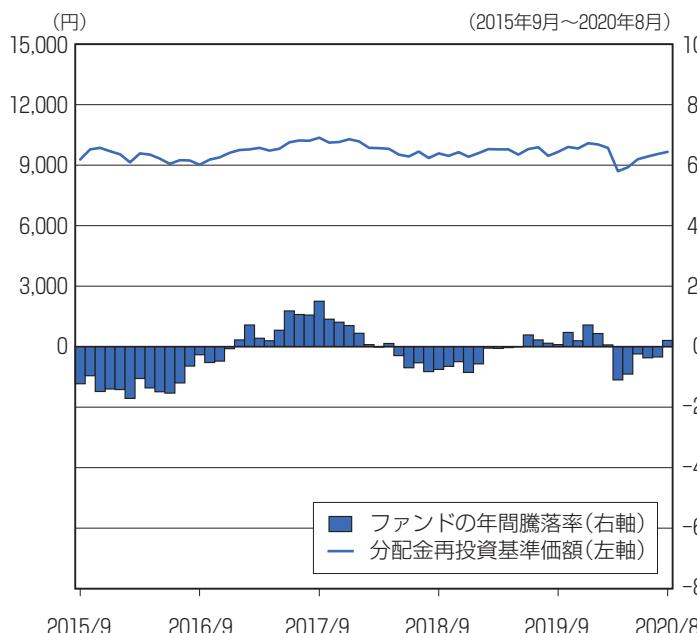
リスクの管理体制

運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

※運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

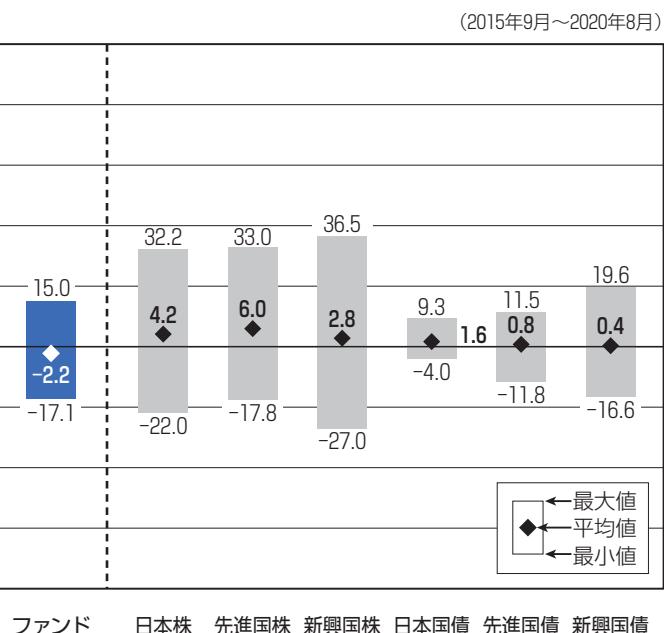
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

<参考>各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

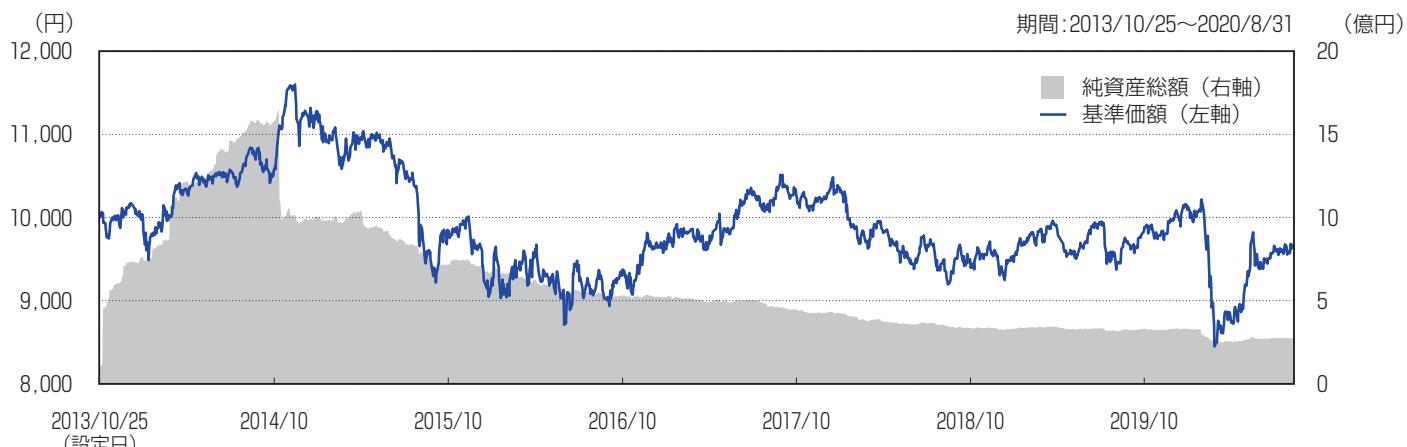
- 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数（TOPIX）の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3 運用実績

(2020年8月末現在) 基準価額：9,657円／純資産総額：2.74億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注:基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第7期(2020年2月)	0円
第6期(2019年2月)	0円
第5期(2018年2月)	0円
第4期(2017年2月)	0円
第3期(2016年2月)	0円
設定来累計	0円

注:分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

銘柄名	債券種類	償還日	発行国	最終利回り	構成比率
MGS 3.899%	固定利付国債	2027/11/16	マレーシア	2.35%	6.8%
ACGB 4.75%	固定利付国債	2027/4/21	オーストラリア	0.63%	6.8%
SAGB 8.75%	固定利付国債	2048/2/28	南アフリカ	11.27%	3.9%
MBONO 6.5%	固定利付国債	2022/6/9	メキシコ	4.48%	3.8%
NTN-F 10%	固定利付国債	2021/1/1	ブラジル	2.03%	3.8%
HGF INDIA FIXED INCOME ZD	投資証券	—	—	—	3.8%
INDOGB 9%	固定利付国債	2029/3/15	インドネシア	6.89%	3.6%
NZGB 3.0%	固定利付国債	2029/4/20	ニュージーランド	0.51%	3.6%
MGS 3.885%	固定利付国債	2029/8/15	マレーシア	2.55%	3.2%
NGB 2%	固定利付国債	2023/5/24	ノルウェー	0.23%	3.1%

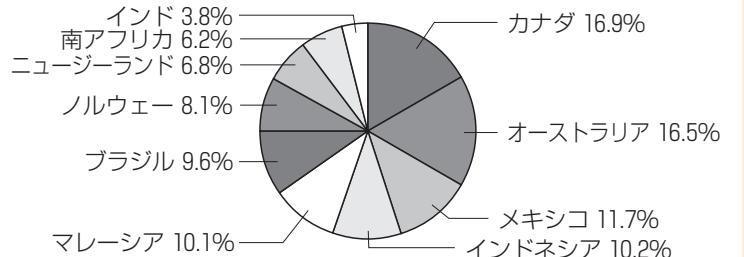
債券ポートフォリオの特性値

投資国	10ヶ国
債券銘柄数	48銘柄
平均格付	A
平均残存期間	9.0年
平均デュレーション	6.5年
平均直接利回り	5.0%
平均最終利回り	3.1%

格付別構成比率

AAA	41.2%
AA+	6.8%
A	10.0%
BBB+	11.6%
BBB	10.1%
BB-	3.8%
BB	6.1%
BB-	9.5%
キャッシュ等	1.0%
合計	100.0%

国別構成比率



・構成比率は未収利息等を考慮して計算しています。

・国別構成比率はキャッシュ等を除いた比率です。なお、実質的な投資先となる国による比率を表示しております。

・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

・格付出所:S&Pグローバル・レーティング、現地通貨建長期價格付

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.07%です。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2020年11月13日から2021年2月12日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、ロンドン、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	2013年10月25日(信託設定日)から2021年2月17日(償還日)まで
繰上償還	ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「ニュリダ成長」の略称で掲載されます。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 3.30%(税抜3.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額(換金時)	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	年1.749%(税抜年1.59%)	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年0.80%	ファンドの運用等の対価 (運用委託先への報酬が含まれます。)
(販売会社)	税抜年0.75%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年0.04%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他費用 ・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 〔 純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、〕 〔 毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。〕 ※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2020年8月末現在のものです。

※少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。